

2 水漁第 876 号
令和 2 年 11 月 16 日

別記 1（都道府県知事） 殿

水 産 庁 長 官

「漁業法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準及び勧告の指針」に規定する「水産庁長官が特に認める収入」について

「漁業法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準及び勧告の指針」（令和 2 年 6 月 30 日付け 2 水漁第 282 号水産庁長官通知）第 1 の 3（1）アに規定する「水産庁長官が特に認める収入」は、大臣許可漁業を持続的に営むことを目的として法律その他の国等の制度に基づいて支払われる共済金等であって、

- ① 将来の資源量や燃油価格等の変動に伴う影響を抑えるために支払われるもの
- ② 外国漁船の違法行為の監視、資源の調査、漁場の保全又はその他の適切な資源管理若しくは漁業の継続に資することを目的として漁船を使用して行う活動に対して支払われるもの

とするので、御了知の上、貴管轄下大臣許可漁業者等へ周知されたい。

2 水漁第 876 号
令和 2 年 11 月 16 日

別記 2（関係漁業団体の長） 殿

水 産 庁 長 官

「漁業法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準及び勧告の指針」に規定する「水産庁長官が特に認める収入」について

「漁業法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準及び勧告の指針」（令和 2 年 6 月 30 日付け 2 水漁第 282 号水産庁長官通知）第 1 の 3（1）アに規定する「水産庁長官が特に認める収入」は、大臣許可漁業を持続的に営むことを目的として法律その他の国等の制度に基づいて支払われる共済金等であって、

- ① 将来の資源量や燃油価格等の変動に伴う影響を抑えるために支払われるもの
- ② 外国漁船の違法行為の監視、資源の調査、漁場の保全又はその他の適切な資源管理若しくは漁業の継続に資することを目的として漁船を使用して行う活動に対して支払われるもの

とするので、御了知の上、貴傘下大臣許可漁業者等へ周知されたい。

2 水漁第 876 号
令和2年11月16日

別記3（漁業調整事務所長） 殿

水 産 庁 長 官

「漁業法第41条第1項第6号に該当する者の基準及び勧告の指針」に規定する「水産庁長官が特に認める収入」について

このことについて、別添のとおり定めたので通知する。

また、各都道府県知事、関係団体の長に通知したので、了知の上、指導方よろしく願いたい。